

養父市議会・市民合同研修会会議記録

I 日 時 令和8年8月7日（金）

午後1時30分～

II 場 所 やぶ市民交流広場 大会議室

III 出席・欠席委員等

〈講師等〉 1人出席

役職名	氏名
自治体議会研究所代表 元三重県議会事務局次長	高沖 秀宣

〈養父市議会運営委員会委員〉 7人出席

役職名	氏名	役職名	氏名
委員長	西垣 司	副委員長	藤原 芳巳
委員	前田 稔	委員	淨慶 耕造
委員	石本 毅	委員	井戸 弘美
委員	深澤 巧		

〈議員〉 8人出席

役職名	氏名	役職名	氏名
議長	谷垣 満	議員	西垣 勲一
議員	川瀬 稔	議員	田路 之雄
議員	北山 愛	議員	高橋 展子
議員	津崎 和男	議員	塚本 正彦

〈議員〉 1人欠席

役職名	氏名
議員	西田 雄一

IV 配付資料

- ・養父市議会・市民合同研修会次第
- ・講師略歴
- ・講演資料「市民の願いをかなえる一般質問について」

V 議事進行

1 開 会

【西垣委員長】 省略

2 あいさつ

【谷垣議長】 省略

3 講演 「市民の願いをかなえる一般質問について」

講師 自治体議会研究所代表、元三重県議会事務局次長 高沖 秀宣 氏

【要旨】

数年前から養父市議会には研修でお世話になっている。議会は議員だけではなく、事務局職員、そして市民、主権者である市民の意向、民意をどれだけ議会が反映できるかである。今日はその辺をポイントにしながら、お話をさせていただきたい。

（１）一般質問は、議会改革か？

議員を６期、７期やると議員力、一般質問力は上がる。ただ、議会力が上がるかどうかとなると、これはまた別の問題である。

今日は議員力と議会力ということでお話しするが、「市民の願いを叶える一般質問」、これは本当にいいテーマをいただいた。一般質問だけで終わると、議員力だけの勝負だということである。今日はその議員力プラス、これを議会にどう加えるかという点をお話しさせていただくので、よろしくお願いしたい。

現在の議会が置かれている状況について、2024年２月４日の日経新聞の記事に、「地方議会止まらぬ空洞化」とある。これを見て議員はどう思うか。地方議会の空洞化といった場合、議員はこれを他人事のように考えたらいけない。もちろん、地方自治は市長と議会と市民とで作っていくが、半分以上は議会の責任である。地方自治の根幹は何かというと、市民の代表である皆さん、議員が思うような本当に重要な部分を成す。

地方自治の空洞化が加速している。これは議会の責任が大事である。これをどれだけ議会の議員が意識されているか。そして、この空洞化を克服するために、何をやったらいいかということはどう考えられているか。これが今の議会の置かれている状況で、今の議員の状況、議会の状況も非常に厳しいということは思っていたきたい。

一般質問ができるようになって力をつけたら、空洞化を止めることができるのか。これは問題である。何のために一般質問するのかということと一緒に考えていただきたい。

これに関連して、一般質問は議会改革だという問題がある。議会改革という言葉がよく言われるが、これは議会が政策、議会としての力を発揮するための制度や運営の改革ができるということで、龍谷大学の土山希美枝先生が言われている。議会が政策議会としての力を発揮するための制度や運営の改革であり、議会が主語になっている。議会改革というのは、議員だけのことではない。議会のことである。だから、一般質問に改良を加えて、議員が力を

つけて一般質問がよくなれば議会がよくなるのか、ここが問題である。直ちにはよくならない。だから議員は、一般質問の質の向上、これは当然心掛けるべきで、一般質問を議会として生かす仕組み、これに気をつけて、この仕組みを考えないといけない。ここまでいかない議会が多い。一般質問のことばかり必死になっている議員もいる。議員力の発揮と議会力の発揮を考えていただきたいというのが今日の趣旨である。

本会議で一般質問制度をやっているが、何のために一般質問をしているのか。一般質問を議会として生かすにはどういうことか。地方自治法に議会ですることが決まっている。本会議や委員会ですことは決まっているが、一般質問のことは一切書いていない。地方自治法に一般質問は出てこない。議会として、一般質問は法的に必要かと言われると、地方自治法上は必要だとは書いてない。だけでも議会運営には必要である。何のために必要かという、市民が考える市の行政に対する課題とか、問題点とか不満とかそういうものを、議員が市民の声を聞いて拾い集めていって、本会議で市長と執行機関にその問題点を突きつけて質して、そして議員はそこで改善策なりよい提言をしていくんだと、そういうために一般質問が必要じゃないかということで、会議規則や議会基本条例なんかで決めてある。だから一般質問は必要だと思うが、これを成果があるようにどうしていくかということが問題である。議員が一般質問するが、市長と執行機関がこれをどう評価しているか。執行機関側にとって、議員の質問というのは、議員の質問で終わるのであれば何も怖くない。怖いのは何かというと、その議員が一般質問で言われた政策提言とか改善策を、議会として執行機関側に突きつけてこられると困る。

議員の一般質問は市民の願いを叶えているかどうか。やはり市民の願いを叶える一般質問であってほしいし、そして市民に評価される一般質問であってほしい。一般質問、議員は毎定例会されているが、その都度、市民アンケート等を取って、だれの一般質問が一番よかったのか、だれの一般質問はどうかというような評価をすべきだと思う。幸い議会モニターの方がいらっしゃるの、モニターさんからいろいろ意見が出てくると思う。

（２）養父市議会の一般質問の事例

（高沖秀宣氏）

令和８年３月の一般質問の資料をいただいたので、ここに取り上げたい。

塚本議員が、こどもの希望は養父市にあるのかという質問をされている。目指すまちづくりには何が必要と考えているかと聞かれている。市長の答弁を聞いて満足がいけばよいが、そうでない場合は、自分が必要と考えていることを述べて、施策の展開方針を塚本議員から提案されたかどうか。

（塚本議員）

通告の中で、私は具体的に勉強ができるとか学力を高くすることよりも、やっぱり田舎で出て行ってしまう方が多いので、関係人口であったり自分の育った養父市がふるさとであるという部分をしっかりと落とし込みできたらなという、そういう教育をしてほしいなということを思って質問した。具体的に政策提言としてはどういうふうにしたかというのは、

ケーブルテレビを利用してふるさと愛を育てるような番組を作ったらどうかということを提言していった。

これまでも連続した一般質問を毎回しているが、そのときにシビックプライドというようなこともこれまで質問していたので、多分僕はそういうことを聞くんだろうなということを読んでおられたのか、割と自分の思いと近い答弁が返ってきた。ある意味では仕掛けたというところがある。

（高沖秀宣氏）

井戸議員の養父市若者未来応援奨学金制度という仕組みができないかという問いかけに対して、答弁はどうだったのか。

（井戸議員）

当面的にはできないと。理由としては、ふるさと納税か何かで返済をするような形に持っていけないかという提案であったが、それは一般的に見てもできないんだと。そういったところも踏まえて、養父市で幾らか便宜を図ってもらえたらなという思いで行った。

（高沖秀宣氏）

市長と十分討論、議論したという思いはあるか。

（井戸議員）

私の中ではない。

（高沖秀宣氏）

西垣勲一議員は基幹産業の維持・発展ということで、市長答弁で維持・発展についての考えを聞いた後、自分の考えと絡ませて市長と満足のいく議論ができたかどうか、その点だけどうか。

（西垣勲一議員）

市長答弁を受けて満足がいく議論ができたかといえば、できていないと思うが、スキー場観光等の重要性であるとかを伝えて、その維持・発展を考える必要性を共有できたと思うし、各関係者への橋渡しや取りまとめをしっかりと担っていただきたいという思いは伝えてあると思う。

（高沖秀宣氏）

せっかくの一般質問の時間なので、市長や執行機関とその課題・問題点について、まず十分満足いく議論を行わないといけない。それを市民に聞いていただいて、市民がどう評価してくれるか。なかなかこちらの提言を採用してくれないと思うので、議論をするかどうかというのが大事だと思う。

次に深澤議員、八鹿病院への経営支援について、新たに自治体病院経営の専門家を招聘する案は採用されたのかと。その場合、招聘してうまくいった他市の事例等の調査をして、こういうふうに質問されたのかどうかお聞きしたい。

（深澤議員）

何回も連続して八鹿病院のことを質問しており、結果的に今年の9月から外部の専門家だけのあり方検討会が病院組合で設置されることになった。なおかつ、市のほうも担当部局が

出るという範囲ではなく、発言権がある副市長がそこに参加するという結果となった。事前に外部の研修会に行っており、地方財政審議会の会長さんとか、再建されている市民病院がある川西市の副市長からお話を直接聞いて意見交換をすることができた。

（高沖秀宣氏）

前々からも取り組まれて、深めておられたと思う。

次に前田議員。伊佐周辺の水害と水門の必要性ということで、市の浸水対策の現状を質して、浸水対策の具体案というのは議員のほうから提示されたのか。

（前田議員）

浸水対策の具体案について、円山川の海側には、国が33カ所の樋門・水門を作っている。ところが山側は1カ所しか作っていない。それで被害がかなりあったので、その具体的な例を挙げて提示しているつもりである。こういうものを作らなければいけないと、川から村のほうに入ってくる水は、7対3ぐらいでバックウォーターのほうが多いですよというようなことを挙げて、水門を作りたい、作っていただいたらいいなと思った。

（高沖秀宣氏）

かなり具体的な提案をされている。次は川瀬議員。自転車の交通違反導入で、交通ルール周知にどう取り組んでいくのか市長等に聞いた後に、議員として、議員の取り組み方について何か独特な提案とか、個人的な意見を提案されたのか。

（川瀬議員）

努力義務で自転車に乗るときにはヘルメットをかぶるというときに一度質問して、法規が今回変わるということで質問したが、担当部局だけの答弁であり、突っ込んだことが私のほうからは言えていない。具体的な取組の提案はなかった。

（高沖秀宣氏）

それから津崎議員、子育て支援である。朝来市の給食費無償化への取組の現状を調査してきて、自分なりに養父市でもできるという確証を示して質問されたのか。

（津崎議員）

但馬3市2町があり、既に3つの自治体が無償化している。養父市においても、大体4,000万円ほどあったら無償化できるということである。養父市は200億円ほどの一般会計であり、毎年黒字も出しており、財政調整基金も20億と積み上げている。4,000万円ということなので、十分実現できると考えている。

（高沖秀宣氏）

そういう確かな根拠を示して質問されているようである。

では石本議員、令和8年度の予算について、改めて一般質問で個人的に聞いているが、聞いた後で何か聞くことの意味とかその辺はどう考えているのか。令和8年度予算というのは、議員全員に事前に執行機関か市長から説明があったと思っているので、あえて一般質問で問う意味が、議員としてあるのかどうか。

（石本議員）

施政方針でもう既に概要を把握しており、前年よりも具体化した点を評価していた。しか

し、守る・育てる・つなぐ、それから4つの重点施策が、経常収支比率99%台の厳しい状況下で、何を縮小・廃止し、何を新たに選ぶ判断にどう結びつくか見えなかった。そこで、まず市長自身の言葉で、今年度予算の考え方を確認し、その答えをもとに、新規事業の財源はどこから出すのか。何を残し何を見直すのか、さらに予算をどう人材育成につなげるのかを、後に続く質問で順に掘り下げようと考えていた。

（高沖秀宣氏）

本当にきちっと順を追って問いかけされているのでいいと思う。

それから田路議員。将来希望人口につなげる諸施策ということで、議員自身が考える人口減少歯止め対策というのをそこで述べられたかどうか。

（田路議員）

養父市の人口は、2050年には現在の2万人から1万人になってしまうという非常に厳しい状況で、特に最近は少子高齢化ということがある。人口を増やすにはどうしたらいいかということで、結婚応援推進事業というものがあるが、仲介役である仲人さんがおられる。以前は非常に低調だったが、最近是非常に市内で熱心にされて、4人は効果を上げられているということで、これをさらに推進してはどうかということを提案した。養父市スタートアップ事業というものもある。ベンチャー企業を誘致してはどうかということで、私自身も非常にすべきだと思い、スタートアップ事業というのはどういう事業だということを当局に提案した。

（高沖秀宣氏）

その提案したことに対して、市長はどういう答弁であったか。

（田路議員）

非常に今後、推進していきたいということは言われたが、やはり答弁が弱いなという印象を受けた。

（高沖秀宣氏）

藤原議員、財政運営を言われているが、現状維持を改めて問う意味というのはどうか。石本議員と同じような意味なのか。

（藤原議員）

経済がデフレからインフレに変わった中で、物価高騰によって行政コストが大きく上昇してきている。しかしながら、令和8年度に枠予算において1.8%のマイナスシーリングがかかっている。これで本当に適切なことなのかどうか。予算審査をやっているときに実施計画書をずっと見ていると、まさに事業部局の悲鳴が聞こえるような気がした。そうしていると、苦し紛れに小さな事業が廃止されていく可能性がある。そこら辺を、ちょっと市長の認識をしっかりと聞かなあかんなというところでお聞きした。

（高沖秀宣氏）

それを聞いていた一般市民の方に、あなたのこの考えを理解してもらえたと思うか。質問の趣旨とか。多分傍聴者が何人かいたと思う。非常によい問いかけをされているが、それを一般市民の方がどうか。

（藤原議員）

市長の答弁もあったが、ほとんどが財政部長とのやり取りで割と専門的になったので、ちょっとわかりにくいところはあったかなという思いである。最終的なまとめとしては、市長が代わってビジョンが変わったのであるならば、その全ての事業をしっかりと見直せという質問をして、見直しをやっているという答えはいただいた。

（高沖秀宣氏）

財政運営というのは本当に難しい問題で、一般市民の方も、行政関係者もなかなか分かりにくい問題かもしれないし、傍聴している一般市民にも分かってもらえるような趣旨、質問とか答弁であればよりよいのだが、その辺はなかなか難しい。

最後、淨慶議員、学校の統合再編。市民を巻き込んだ教育を考える集いを開催してはどうかという問いかけをされたが、市長、教育長の答弁に対してどう切り込まれたか。

（淨慶議員）

小規模学校の教育がこれから非常に意味のあるものになってくるということを、そこに養父市が挑戦してほしいという思いを込めてシンポジウムの開催という話をした。市民の意見を聞くような話はされたが、答弁自体は非常に曖昧な感じだった。その他に、そのときに教育のあり方検討委員会という答申を出した委員会があって、そこに議員が傍聴に全然来ていないと。来ておればもうちょっと質の高い討論ができたんだということがあったので、それへの切り返しをひとこと述べる必要があった。そのときには、シンポジウムの開催というよりも、我々がこの市民参加の委員会に対してどういう立場でいたのかということについての話をさせてもらって議論を終えたという流れだった。

（高沖秀宣氏）

議員が概ね、自分の言いたいこと、述べたいことは言っているが、執行機関側、市長側が議員が思うような回答をくれていない場合がある。それを今後どうしていくかという話をするのが今日の趣旨になっている。

まず一般質問される場合、市民の声を聞くと課題、問題点が出てくる。それを受けて一般質問の問題設定である。課題設定をどうするか。課題設定、何を攻めるかを決めるときに、結果として何を市長、執行機関側から引き出すかという獲得目標をまず決めないといけない。目標を獲得するまで、その問題設定については、再質問なり再々質問して切り込んでいって、そして獲得目標を取ると、これをまず目標にしていくべきだと思う。漁師の投網を打つ要領で、まずその項目自体に関する広い範囲に投網を投げかける。それから再質問とか再々質問で絞っていき、最終的に自分が獲得したいものを市長部局から引き出すと、こういう要領でやっていただきたい。

現状分析をして質問していく、このときに資料集め等をやるが、このときに使用するのは政務活動費である。後でまたお話するが、政務活動費を使って資料収集されているかどうか。そしてそのときに、他市の事例調査に行かれているかどうか。執行機関側に、その課題について質問して、今どうなっているんだと聞くが、執行機関側にヒアリングしても全ては語ってくれない。議員が聞いたことの本当の狭い範囲を答えてくれるだけだから、質問しようと思ったら、残りの部

分は議員が自分でしっかり調べて調査して、執行機関の言ったこと以上のものを掴んでから、その政策に切り込んでいていただきたい。そういうことをやりながら議員が出していくのは、自分が問いかけている課題に対しての解決方法、提言をどれだけ出せるかである。その提言は、調査した資料とかデータを使って論理的に組み立てて、市長や執行機関側を説得するというやり方をやらないといけない。

説得するというのは、私はこう思いますよという自分の思いだけを述べるのではなくて、論理的に示しながら相手に納得させることである。相手が納得して、議員が提案したことを執行機関としてやりますよというようなことを言ってもらえるぐらいまで、どんどん攻めていくのが質問であろう。市長と執行部の間で議論をやりながら、自分の思う方向に市長等を誘導していく、そんな流れに持っていくこと、これが大事だと思う。そのためには自己主張するだけではなく、市長や執行機関の言い分を聞いて、どこかに隙があるはずなので、その隙をうまく突いて、そして議員が考える獲得目標を何とか相手に認めさせる方向に持っていていただきたい。そのときに、養父市議会では1人の議員が質問した後、関連質問というのはできるのか。関連質問はできないそうなので、さらに深めることはできないようである。一括答弁方式ではなく、一問一答方式でされているが、これは聞いている市民の方も分かりやすいので、ぜひ一問一答方式をやっていただきたい。

なぜ一般質問が機能しないかというそのマイナスのところをお話しさせていただきたい。残念な質問とかもったいない質問でよく取り上げられるが、事前に執行機関側と打ち合わせして了解を取ったことだけを質問に取り上げるというのは、もう本当に残念な質問でやらないほうがいいと思う。もう一つは、議員1人の提案だけに終わってしまう質問である。議員1人の提案だけで終わる、議員のためのパフォーマンスに終わってしまうと、議員は満足だが、他の議員は誰も聞いていない場合もあるし、執行機関側からしても楽である。事実の確認だけで終わるような質問もある。あれはどうなってるんだ、今の事業はどの辺まで行ってるんだとか聞いたら、しっかりやってくれということだけで終わってしまう。市長等の答弁を聞いて、ご答弁いただき、ありがとうございますと礼を言うことがあるが、執行機関側が答弁するのは当たり前であって、ありがとうございますと言う必要は全くない。

そして市長が検討しますというのは、ありがたいとは言えない。しませんと言っているのであって、検討するだけでは全然駄目である。もし市長が検討しますと言ったら、今検討しますと言われたけど、検討した結果を次の本会議で市民にしっかり説明してくださいと、そこで言質を取っておかなければならない。よく注意していただきたい。

質問する前に十分な調査研究、これを忘れてはいけない。どれだけしっかりやられているかどうか。政務活動費を活用して調査すべきである。

政務活動費は年間12万円が交付されているそうだが、令和7年度収支報告書を見ると、返還している議員や全額使用していない議員が目立っている。わずか12万円しかもらっていないのに、これでいいのか。三重県議会では月額33万円、兵庫県議会は月額45万円である。養父市議会は年額12万円である。もっともっと使わないと駄目である。なぜ政策の調査研究に使用しないのか。一般質問のときに、政策を調査研究しなかったら質問できない。なぜこれ

が返還されているのか、これは本当にもうもったいない。現地も視察して、そして他市にも行って、そして政策に対して、執行部職員が調査研究している以上に、知識や状況確認とかやらないといけない。執行部職員以上の熱量で、理解、これを持って質問で食い込んでいかないと、絶対いい質問はできないし、いい結果もないと思う。ぜひ十分な調査をしていただきたい。そのために、政務活動費を使わないと駄目である。これを残しているというのは話にならない。これを使っていい結果を出して、市民に成果を届けなさいよということでもらっている。それなら、十分使っていい成果を出して、市民に成果を届けるような、そういう議員活動、議会活動をやらないといけない。もう令和8年度は絶対残さないようにお願いしたい。

それから、質問することによって、政策提案機能を発揮していただきたい。政策提案をしないことには質問にならない。市民の意見を聞きながら、現状の問題点をしっかり把握して、問題解決のための方策を議員が提案しないと駄目である。ぜひ議員のほうから改善策を提案していただきたい。執行機関がやっていることを聞くだけが質問ではない。その事業を捉えて、今どんなことをしているんだという状況を確認して、問題点を突きつけ、執行機関側に問題点を認識させて、その改善策として議員のほうから政策提案をしていくということをやしながら、市長等に執行管理を組み込んでいくのが一般質問である。

（３）議員力と議会力

議員力と議会力というのを考えながら一般質問していただきたい。議員力と議会力の定義を紹介する。地方自治法上の言葉ではないが、これを議会基本条例で定めているところがある。埼玉県有加須市議会は、議会基本条例で質問力、議員力、議会力を定義づけている。議会力とは何か。「市長等に対する監視機能を十分に果たすとともに、政策立案及び政策提言を議員間で共有し」、ここの部分は、私は過半数の議員間で共有しというふうに解釈すればいいと思った。議会過半数で共有したら議会が成立する。成立したら、「議会全体の政策資源として、市民のためのよりよい政策とする力及びその政策実現に向けた総合的な議会としての活動を議会力という」。

議員力とは何かというと、「地域の課題を把握し、その解決を目指して調査し、及び政策を構想する能力並びに活動」をいうので、これは議員個々の力で、議員が自分の資質向上で一生懸命１人で頑張ればできる。

自分は議員力は合格点をやれるなという方は手を挙げてみてほしい。

〔挙手少数〕

なぜ手が上がらないのか。議員力ぐらいは手を上げて、私は議員力は合格点をやれるよというふうにならないといけないと思う。手が上がっている人に聞くが、あなたは議員力は合格点をやれるけれども、議会力という活動はできているかどうか。そのポイントは、政策立案、政策提言を議員間で共有できるかどうかということと、一般質問を、議会力の発揮につなげるような行動をしているかどうか、ここが問題である。

どういうことかということ、まず一般質問を議会力にするには、簡単なやり方が２つある。

1つは、議員個人の一般質問を議会からの政策提言に結びつける。一般質問で議員個々が行った政策提言を議会の決議につなげることによって、議会全体の政策提言に結びつけるということである。東広島市議会などがやっている。定例会が終わってから議員のアンケートを行い、政策提言につながるようないい質問をした方を選び、その中で、例えば議会運営委員会で政策提言を取りまとめる。そして議会として政策提言を取りまとめて、それを議決して、市長部局に送付する。こうすれば、1人の議員の政策提言が、議会運営委員会でまとめて議会として市長に提言しますよということで取り上げて、さらに議決することによって初めて議会の意思が成立する。議会の意思として市長に届けるということである。

もう一つは、一般質問を行って、よい提言をしたとする。市長は、いやいい提案だけどこんなもんかなというので、何も回答をくれなかったとしたら、その一般質問を所管している常任委員会の委員長が、一般質問での個人の議員の問題提起を常任委員会の所管事項のテーマに加える。そして常任委員会でさらに調査をやっていこうということで、執行機関を交えながら、議員の1人がやった問題提起について、常任委員会からの政策提言をしていこうということで、常任委員会の所管事項テーマに加えて、常任委員会で議論して行って、最終的に常任委員会で政策提言書を作る。そして常任委員会で政策提言書を作って、それを本会議に上げて議決すれば、議会からの政策提言になる。

一般質問から議会の政策提言を行う簡単な方法は、その2つがあるのでぜひ頑張ってやっていただきたい。

（４）議会基本条例の見直し

議会基本条例の制定から養父市はまだ20年経っていないと思うが、必ず4年に一度、議員の任期中には1回見直していく必要がある。養父市議会基本条例の第22条に見直し手続きというものがある。「議会は、市民意見、社会情勢の変化などを勘案し、各条文の目的が達成されているか評価・検討を行い」、これを議会で議員が評価、検討を行ったが、せっかく議会モニターがいらっしゃるのだから、第三者のモニターの再評価を受けていただきたい。議員だけ、議会だけで評価したのでは自己満足である。本当にそれが客観的な評価になるのか、モニターにもう一度再評価をしてもらって、議員の評価と違うような場合は、モニターの評価を参考にして直していかないといけない。議会基本条例制定以降、16年が経っているそうだが、評価、検証の結果、議会基本条例を全部改正するんだという意気込みでやってもらってもいいんじゃないかと思う。

そのときに今ちょっと問題になっているのは、議員に対して、市長や執行機関から反対に問いかけるという反問権、反論権の話をする、養父市の場合は、議会基本条例の第7条で「市長等は、本会議、常任委員会および特別委員会で議員の質問等に対し、論点をわかりやすくするため、問いたすことができる」となっている。これは当然やっていただきたい。

かすみがうら市議会は、反問権・反論権の付与ということで、「議論の論点、争点の明確化が期待され、より一層市民に開かれた議会を目指すため」に、そういうことをやるんだということである。これはもう当然、市民のためには、反問権・反論権を与えていただいて、反問

権というのは、反対に問い返すので、議員の質問に対して、執行機関側が質問する。反論権というのは、議員の提案、それから委員会からの提案、そういう条例の提案とか議案の修正、例えば予算の修正が出たとか、そういう議会からの提案等に対して反論する、そういうものを反論権だと区別をつけていただきたい。

反論権については、北海道の鹿追町というところが、平成 22 年に政策提案に対する反論ということを基本条例に書いた。「町政の重要課題に係る事項で理解困難及び根拠不明な場合は、町長および議員は、議長又は委員長の許可を得て、信義と緊張関係を踏まえて「反論」することができる」ということである。議会等が行う提案に対して、質問ではなく反論することができる。三重県松阪市議会が議会基本条例を作るときに、議会アドバイザーとして関わっていた。松阪市議会に反問権及び反論権を規定したらどうだと言ったら、反問権及び反論権ということを第 10 条で規定された。

ぜひ反問権及び反論権、これ両方とも規定していただいて、市民に対して何が問題になっているのか、論点は何なのか、そしてまた、市長等に対しても、議会からの提案に対して意見をもらうような仕組みを議会基本条例上作るべきである。鹿追町議会や松阪市議会のように、政策提案に対する反論を認めてもいいんじゃないかと思う。松阪市議会の市長は、議会で補正予算の修正案可決という事態になって、修正案を可決する前に市長に反論権を与えて、市長は反論権を行使して、いやその修正は勘弁してくれというようなことで反論していた。それを聞いても議会は、補正予算の修正案を可決していた。2 回ほど松阪市長が使っていたのを聞いた記憶がある。

そういう議会からの制度の提案、議会からの政策提案。市長が出した予算に議会が修正案を出すということに対して、市長側に反論権を与えるというのは、議会としてやるべきである。そして本会議で、市長に反対の意見を述べてもらう。それを聞いた上で議会が議決していくというふうになればいいんじゃないかと思うので、ぜひ反論権も考えていただきたい。

そういうことを考えると、政策提言を議会からできるような仕組みを作らないといけない。

養父市の議会基本条例を見ると、政策提言できるような組織というのがちょっと見当たらない。島根県の浜田市議会の議会基本条例を紹介すると、政策提言できる組織というのを作っている。議会基本条例の第 12 条、政策討論会である。政策提言をするための組織だが、「議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする」とある。

これはなぜ作ったらよいかというと、議会の常任委員会で政策を作ったらよいが、例えば議会に常任委員会が 2 つ、3 つあるとして、そこに関わっている議員は全体の 2 分の 1、3 分の 1 のみである。全会派の意見が入っているとはいいがたい。この政策討論会を作ったときは、例えば議会運営委員会で、この討論のテーマで政策を作るから、参加したい議員は各会派が希望を取って出るようにというふうに、議会運営委員会の委員長が言って、やる気のある議員が各会派から全部集まってくることが可能である。集まってきたら、そこで政策討論会で議論すれば、多様な意見、そして議会全体の意見がそこで交わされるので、議会としては、よりよい政策ができるんだということで、常任委員会とはまた違った、政策討論会か

らの政策提言とか政策条例なんかが作れるんじゃないかというので、議会基本条例を見直したときに、こういう組織を新たに設置できるように仕組みを作るべきである。

浜田市議会は、議会基本条例を基軸とした政策形成サイクルを作っている。どういうことかということ、議会基本条例に規定したいろいろな情報を作っている。資料の「議会基本条例を基軸とした政策形成サイクル フロー図」について、議会基本条例を基軸とした政策形成サイクルとはどういうことかということ、浜田市議会では一番下にある「多様化する市民の意見」、これが政策を作ることである。市民の意見をいかに議員が吸い上げて、議会で政策化するかどうかである。市民の意見の中には、必ず政策提言、政策立案の基になるものがある。課題とか問題点を市民は考えている。それを議員が聞いて、議会に持ってきて、議会基本条例に定めた政策討論会、市民との重要案件の意見交換会、議会報告会とか、こういうところで市民の意見を吸い上げて議会として議論して、常任委員会で議論する、あるいは政策討論会で議論する。そしてそこで合意形成を図って、議会で政策化する。それを議員間の合意形成をした上で、市民への説明責任を果たせるとなったら、市長へ政策提言とか政策提案していくんだと、こういう仕組みを議会基本条例を使って作っている。これはどこの議会でもできる話である。

政策討論会というものがなければ、こういう仕組みを作るべきだと思うので、ぜひ参考にしていきたい。政策の基は何かということ、主権者である市民の意見である。これを議員がどれほど集めてこられるか。ぜひ、しっかり市民の意見を聞いていきたい。聞いただけでは駄目で、聞いたことを基にして、議員が議会で政策化しないといけない。これができるかどうか、これが議員が議会でどれだけ活躍できるかである。ぜひ考えていきたい。

（５）今後の課題

一般質問をする力を上げて議員力を強化するが、事前の課題調査がどれだけできるかどうか。議員１人の情報収集には当然限界がある。だから、政策能力を支援する取組を考えないといけない。

１つは、図書館機能の活用である。これは議会図書室の機能が大了ななければ、もっと大きなところに行く。兵庫県議会の図書室とか、兵庫県立の図書館に行って、そういう資料、情報なんかも当然調べに行つてこないといけない。

それからもう１つは政策スタッフの雇用。どうするかということ、政務活動費が１２万円ある。例えば５万円かけて誰か専門家に、質問するときの政策の基になることを教えてもらう。例えば子育て対策だったら、子育て政策に優れたどこかの大学の先生がいたとする。その先生のところへ行って、この政策について考えを聞かせてもらえませんかということで、その先生から情報とかいろいろな専門的な知見を得るために先生と契約して、そして政務活動費から払って情報とか資料をもらうということである。そういう感じでやると、１２万円の政務活動費はすぐ使ってしまう。だから余らせることはない。全額返すこともないと思うので、ぜひ事前の課題調査、自分がそういう情報を使うために、政策スタッフに払う講師料に使うことも可能なので政務活動費を使つていただきたい。

そして論点の核心は、何が課題として起こっているのかどうかというのを掴んで、事実を補強する政治情報を中心に、そこから分析していくことである。分析して、言いたいこと、主張を展開していく。情報は、一般質問の説得力、訴求力に直結する。ぜひ一般質問の論点を情報で支えることが目指される。

説得力や訴求力のある質問をしようと思ったら、情報をどれだけうまく集めて、それを分析して、それを中心に論理的に組み立てられるかどうか。だから情報をいかに多く集められるかどうか勝負になってくる。

そうすると、何度も言うが政務活動費の活用を考えないといけない。養父市議会基本条例第13条に「政務活動費を有効に活用し、政策提言、審議等のための調査研究等を積極的に行います」と書いてある。議会基本条例に「政策提言、審議等のために、調査研究等を積極的に行います」と書いておきながら、政策提言のための調査研究等をしない議員というのは、本当に困る。政務活動費の活用、これは本当に条例に書いてあるとおり、政策研究のためにやっていただきたい。

そして議員1人当たり年額12万円、市議会ではこれは少くないか。三重県に菰野町という町議会があるが、月額3万円である。養父市議会も月額3万円ぐらいは必要だろう。ただ、全員が全部使ってからじゃないと市長に要求してはいけない。今返還してるぐらい、いらないと返している。これは市民には申し訳ない。せっかく市民が出した税金から、これを使って議会で調査研究をやりなさいと議員にもらっているのに、十分責任を果たせないことになる。これは議員が本当に考えるべきで、政務活動費は何のために交付されているか、これを考えるべきである。議員の一般質問の力を向上させるため、そして政策をどんどん研究して、市長に政策提言していくために交付されているので、全額使わないといけない。ぜひもう一度、政務活動費はしっかり考えていただきたい。

それから今後は、生成AIを使って一般質問される方が出てくると思う。愛知県の犬山市議会の例を出しているが、2月議会の一般質問である市議が、生成人工知能(AI)を経て誤った情報を事実確認せずにそのまま質問した場合がある。生成AIを使って自分で質問を作ったときに、3つの市の事例を挙げて、この3つの市でそういう話がありますよと生成AIが回答した。それをそっくりそのまま、3つの市でこういう事例がありますよと議員が言ってしまった。執行機関が調べたら、その3つのうちの2つはそういう事実はなかったということが判明した。本当に事実かどうかというのはね、議員が後で自分で裏を取らないといけない。

その議員はその発言を取消している。取消は議会で議決しないといけないので、議会の皆さんにも迷惑をかける。生成AIから得た情報を基に一般質問する場合は、必ず議員がその情報の裏取りをしないといけない。ぜひ一般質問のときは慎重に、裏取りをすることを心がけて、そしてよい成果を出して、市民の願いを叶えるような一般質問にしていきたい。

やっぱり市民の代表なので。ただ、議員の皆さん。市民から選ばれた議会というのが、市民から選ばれただけでは市民の代表ではない。ここで議会で市民の声を政策に変えて、成果を市民に届けることによって、初めて市民の代表である。選ばれただけでは市民の代表ではな

い。議会で市民の声をぜひ政策に変えていただき、その政策を市民に届けて、市民がその恩恵を受けて、市民福祉の向上に寄与するということであれば、皆さんが市民の代表として議会に来ている意味がある。ぜひ議員力、議会力を鍛えていただいて、議員力を鍛えただけでは駄目である。

最後に余話として、今年はサッカーのワールドカップが盛んで盛り上がった。サッカー日本代表の森保監督が、インタビューで次の日本代表チームに必要なことを答えていた。次の日本代表チームには、戦術の多様化と個の力の向上が必要だと言っていた。これは、試合する上でチームとして多様な戦術を使う。後は選手個々の力の向上が大事だと。これを議会に当てはめると、戦術の多様化というのは、議会運営の戦略化、議会運営をどうしていくか。例えば通年性議会をやるとか、会派代表質問をやるとか、いろいろな戦略がある。これを多様に使っていかなきゃならない。多様に使って執行機関に切り込んでいかないと、一般質問で切り込んだだけではいけない。一般質問から議会の質問に変えて切り込んでいく。そうして、そういう戦術の対応が、議会力の強化をしながら、議員個々には議員力の強化、これは個人で自己資質の向上はやっていただきたい。自己資質の向上だけやって議会の中で動けない議員も中にはいるが、これはもったいない。ぜひ議員力の向上と議会力の強化、この2つをバランスよくやっていただくことによって、養父市議会が執行機関側にしっかりと対峙していただいて、執行部側や市長と政策競争をやる。これが二元代表勢で大事なので、その点留意していただいて、頑張ってもらいたい。

4 質疑応答

(議会モニター)

会派が2つあるが、会派が機能するには、何か具体的なことがあるか。

(高沖秀宣氏)

議会は会派があって当然である。会派が何のためにあるかという、仲よし集団ではなく政策をするための集団である。だから政務活動費というのは、地方自治法上、会派または議員に交付することになっている。会派に政務活動費を交付するというのは、それを使って会派で政策を作りなさいという意味である。

会派は政策を作るためにあるので、1人の議員が政策をするのではなくて、会派で政策を作っていただく。そして、自分の会派で作った政策を他の会派と意見調整し合う。協議して他の会派のいい点を入れて、さらにいい政策にしていく。そして3つ目、4つ目の会派にあって、過半数の合意が得られるような政策を作っていくために、その最初の会派があるんだと考える。ぜひその会派が有効に機能するように持ってほしい。

会派は政策をつくるためにあるんだと、そこに政務活動費が交付されているんだと、こういうふうに考えるのは、標準的な素直な考え方だと思う。

(一般参加者)

まさに議会力とか議員力ということはおっしゃるとおりだが、議会改革をこれから進められていく中で、例えば早稲田大学マニフェスト研究所というところに、3年をめどに、議会として改革が進んだということについて、養父市議会はどうに改革してきたかというような、その成果というか、そういったことを応募されてはどうかというふうに思うがどうか。

（高沖秀宣氏）

もちろんやっていただいたらいいと思うし、言われるとおりだと思う。今、このマニフェスト研究所ではなくて、地域創造のための研究所に変わって、議会改革度というのをランキング付けしている。議会改革度というのを点数付けて、ランキング付けをやっている。養父市議会が今年度何位くらいというのは、結果が出ているか。

（谷垣議長）

いつとき100番内に入ったこともあったが、今少し制度が変わって、大きくなって……。

（高沖秀宣氏）

それはしっかり、議会モニターの方とか市民にも報告しないといけない。議会改革度ランキングというのは、全国の議会を調査して、全国で何位ぐらいだということを毎年発表している。そういう客観的に評価できるようなこともやっているの、それに養父市議会が参加すれば、自分のところは何位ぐらいかというのもわかるので、1つの目安にはなと思う。

（谷垣議長）

長期欠席の特例制度を作ったときに応募したことはあるが、そのときは賞にはならなかった。今言われるようにマニフェスト大賞はなくなってしまったが、違うほうの制度に応募していきたいと思っている。

（高沖秀宣氏）

おっしゃるようにどんどんやるべきだと思う。

（石本議員）

資料では、執行機関はできるだけ外そうとするので逃さないように、行政当局は狭いことしか答えないということをおっしゃっていた。議員が調査とか質問力を高めるのは当然のことだと思うが、行政も答弁を乗り切ることが目的になれば、市政はよくなると思う。

一般質問を、行政と議会が市民の前で互いに学び、政策をよりよくする場に変えるには、行政にもどんな姿勢が必要だと思われるか。

（高沖秀宣氏）

ものすごくいい質問である。私の個人的な意見では、執行機関は議会について、議決するだけの議決機関でいいと思っているくらいがあると思う。議決が大事であって、政策は執行機関側が作ることに任せてほしいと思っている。だから、議会側から政策的なこととか政策提言とか、予算を修正してくるということはあまり期待していない。そこを執行機関側も改めていただいて、議会と執行機関側が両方で、市民の意向に沿ったような政策を作る機関だと。

ただ、執行機関側は政策を実施する機関であり、議事機関である議会は政策を提案する機

関だという役割が違う。しかし、両方で市民のためにいい政策を作っていくんだという共通認識を執行機関が持つべきだと思う。一般論だが、執行機関側は議会にあまりそれを期待せずに自分たちでやりたい。特に首長で、個性の強いような方は、政策はおれが作るんだという方が多い。議会の議事機関としてのあり方、執行機関としての市長のあり方、両方が力を合わせて、みんながそういう考えでいけば、それはいい市になると思うが、現実にはそうっていない。市長側に引っ張られている議会が多い。市長側の言いなりになって、市長提案の予算や条例を原案どおり可決ばかりして、市長の追認機関のようになっている議会が多い。それが先ほどの「空洞化した議会」という中に当てはまると思う。養父市議会は空洞化した議会ではないと思うので、ぜひ議会の役割を大いに発揮していただいて、市長の執行機関側と政策競争して、市長側の政策よりも議会のほうがいい政策を出すことによって、政策の質を上げていく議会になっていただきたい。ぜひ執行機関側に、その議会の考えを理解してもらうように頑張ってもらっていただきたい。

（石本議員）

ありがとうございます。何とか壁を突破して頑張っていきたいと思います。

（高沖秀宣氏）

1人だけで頑張ってはいけない。過半数で頑張る議会にならないと。幾ら1人の優秀な議員でも駄目なので、過半数で頑張っていただきたい。

（議会モニター）

国会でも同じだが、議会によっては同じ会派から議長・副議長が出る。養父市もそうだが、そういうことは不思議で仕方ない。

（高沖秀宣氏）

これは一般市民の方が考えると、理想は会派があるなら、一番大きい会派が議長を出したら、2番目の会派から副議長を出す。これが当たり前である。ところが議会は、そのときの状況とか、他の会派との関係を考えて、じゃあうちが人数からいっても圧倒的多数だから、議長・副議長も取ろうというふうになる場合もある。

どこから議員を選ぶかというのは、会派から選ぶようになっていない。地方自治法では、議員から選ぶようになっている。だから結果として、同じ会派の人が議長・副議長になる場合というのはありえる。政治の世界なので、誰が次の議長になるかは事前に裏で調整する。本会議で議長・副議長を選挙で決めているが、結果的に同じ会派になったり、第1会派と第2会派になったり、それはいろいろな情勢で決まってくると思う。基本が一番大きいところから議長が出て、2番目の会派から副議長が出るのが一番議会運営をしやすいと思う。

（谷垣議長）

養父市議会については、地方自治法に定められているとおり、議長・副議長は選挙で決めている。実際に第1会派から正副議長が出たこともあるし、ときには第2会派から議長、第3会派から副議長ということもあった。それぞれ会派の中での考え方等もあるが、他市の事例では、例えば議会運営委員会の委員長をした人でないと立候補できないということもある。

議会によっては、副議長をしてからでないと議長にはなれないとかいうところもあるが、養父市議会ではしっかりと地方自治法に則って選挙で決めている。

（議会モニター）

新しい条例などを作る場合、議会に常任委員会があるが、そういうところは関われるのか。

（高沖秀宣氏）

議会から条例を作るという場合、基本的には議員提案の条例がある。1人の議員が提案する場合があるが、提案するときには1人だけではできない。賛成者が必要なので、12分の1の議員の賛成を得て、議員提案で条例を出せる。

もう1つは、例えば常任委員会で条例を作るという場合もある。常任委員会で条例案について議論して意見がまとまったら、常任委員会提案の条例案の提出ということもできる。

議員が提出するか、委員会が提案するか、その2つの提案方法があり、どちらかを使って、議会からの条例提案という形になる。それが議会からの条例提案である。

5 閉会

【藤原副委員長】 省略